

社会参加促進

手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣 **身**

手話奉仕員・要約筆記奉仕員を派遣しコミュニケーションの支援をします。

<利用できる方>

聴覚・音声及び言語機能障害等のある方で手話奉仕員・要約筆記奉仕員を必要と認められる方

<申請手続き> 派遣申請書用紙を窓口提出します。ファックス申請できます。

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

声の広報等の発行 **身**

広報つるおか及び市議会だよりをテープ又はCD等に録音し貸し出します。

<利用できる方> 視覚障害者で文字による情報入手が困難な方

<申込み> 手続き窓口で利用申請書に記入、押印し申込みを行う。

<申請先>

市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

福祉タクシー券又は福祉給油券の交付 **身** **知** **精**

<利用できる方>

- ① 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級
- ② 自動車税、軽自動車税の減免を受けている方は、福祉タクシー券に代えて福祉給油券を選択できます。

<申込み> 手続き窓口で利用申請書に記入、押印し申込みを行う。
※使い切った場合や紛失等による再発行は行いません。

<内容>

福祉タクシー券…1枚500円相当の券36枚つづり、年度ごとに1回のみ交付します。また、長寿介護課で実施している、らくらく移送サービス券と福祉タクシー券のどちらかを選択します。

福祉給油券 …1枚500円相当の券18枚つづり、年度ごとに1回のみ交付します。給油券は鶴岡市内の主なガソリンスタンドで使用できますが、セルフスタンド等一部使用できないところがありますのでご注意ください。

<申請先>

市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

自動車改造費の助成 **身**

身体障害者手帳所持者で、自らが所有し、運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより、社会参加が見込まれる方に対し、自動車を改造する経費の一部を助成するものです。限度額は、10万円で、過去5年以内にこの助成を受けていないことが条件となります。また、本人及び扶養義務者に所得制限があります。

※改造する前に申請してください。改造後申請は、確認が取れないため対象外となりますので、ご注意ください。

<申請手続き>

改造・新規購入前に次の書類、はんこを用意し窓口にお越しください。

- ・身体障害者手帳の写し
- ・改造に要する経費の見積書
- ・運転免許証の写し
- ・自動車車検証の写し

助成決定を受けた方は、改造完了後改造費用の領収書または請求書を提出ください。

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

重度障害者介護用車両改造費等の助成 **身**

介護者の負担の軽減と身体障害者の社会参加の促進を図るため、自動車を自ら運転することができない在宅の身体障害者を介護するために、車いすの使用に配慮した自動車（以下「介護用車両」という。）に改造し、又は介護用車両を購入に係る費用の1/2以内で20万円を限度とする額を助成します。

※ 改造・新規購入する前に、申請窓口にお越しください。

<利用できる方>

次のいずれにも該当する方

- ① 身体障害者手帳が下肢又は移動機能障害1・2級もしくは体幹機能障害1～3級
- ② 市民税又は所得税が非課税世帯の方（1月～6月の期間に申請があった場合は前年の賦課状況）
- ③ 過去にこの助成を受けていないか、助成を受けてから5年以上経過している方

<介護車両とは>

- ・車いすに乗ったまま昇降可能なリフト又はスロープ
- ・助手席等の回転シート又はリフトアップシート
- ・車いす収納装置
- ・スライドステップ
- ・上記のほか車いすを使用する身体障害者が乗降、移動等を容易にするための装置

<申請手続き>

- ① 改造費用見積書
- ② 改造に係る費用が特定できる書類
- ③ 改造車の購入にあたっては同型車との差額がわかるような書類
- ④ 身体障害者手帳の写し
- ⑤ 車検証の写し

- ⑥ 運転免許証の写し 主な運転手のもの、ただし同居家族に限る
- ⑦ 課税台帳閲覧同意書（用紙は申請窓口）

※助成を受けて改造、購入した自動車は、目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供することはできません。

＜申請先＞ 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

自動車運転免許取得費の助成 **身**

身体障害者が、就労等のため運転免許を取得する場合に、その費用の一部を助成します。運転免許取得に直接要した費用の2/3以内で、限度額5万円までを助成します。

＜必要書類＞

自動車教習所、入学予定日、免許取得予定日を明らかにし、はんこ、身体障害者手帳を持参のうえ申請窓口にお越し下さい。

運転免許取得後に自動車教習所の発行する免許取得に要した費用の領収書の写しをまたは、請求書の写しを提出します。

＜申請先＞ 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

障害者の駐車禁止除外証票 **身** **知** **精**

必要やむを得ない場合に限り、駐車禁止の場所に駐車するために必要な手続きです。

＜利用できる方＞

・療育手帳A・精神保健福祉手帳1級の方、身体障害者手帳所持者で、下表区分に該当する方

障害の区分	該当する障害の等級
肢体不自由	上肢1～2級の1及び2級の2、下肢1～4級、 体幹1～3級 なお、「体幹不自由4級まで」の障害を有する方は、 山形県内に限り申請することができます。
脳病変による運動機能障害	上肢1、2級、移動1、2級
視力障害	1～3級及び4級の1
聴覚障害	2、3級
内部障害	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸・・・1、3級 免役、肝臓・・・1級～3級
平衡障害	3級

＜申請手続き＞

障害者手帳、はんこをお持ちのうえ、最寄りの警察署又は警察本部交通規制課に申請します。後日「駐車禁止除外指定車」の標章が交付されます。

証票の交付を受けた方には、「山形県身体障害者交通安全友の会」への入会案内があります。なお、駐車禁止除外指定となる対象により、添付書類が異なりますので、詳しくは最寄りの警察署又は警察本部交通規制課にお問い合わせ下さい。

＜申請先・問合せ＞ 鶴岡警察署 電話28-0110

身体障害者等用駐車施設利用証の交付



県内の公共施設やスーパーマーケットなどに設けられている身体障害者等用駐車施設について、県が利用証を交付し、利用できる方を明らかにすることによって、これら駐車施設の適正な利用を促進し、体が不自由な人向けの駐車場を安心して利用することができます。



なお、この利用証は、道路交通法による駐車禁止区域に駐車できるようになるものではありませんので、ご注意ください。

<利用できる方>

① 身体障害者手帳の交付を受けた方で、下表区分に該当する方

障害の区分	該当する障害の個別等級
肢体不自由	上肢 1～2 級、下肢 1～6 級、体幹 1～5 級 脳病変による運動機能障害 上肢 1～2 級、移動機能 1～6 級
視覚障害	1～4 級
内部障害	1～4 級
平衡機能障害	3、5 級
免疫機能障害	1～4 級

② 療育手帳 A の交付を受けた方

③ その他、高齢、難病、けが（車いすや杖等使用期間）により歩行困難な方

④ 妊産婦（妊娠 7 ヶ月から産後 1 年までの期間）

<利用者証の見本>

利用証はバックミラーにかけて表示し、利用できる方であることを明らかにするものです。



<申請手続き>

庄内総合支庁地域保健福祉課窓口で手帳を持参し申請します。（郵送での申請も可能）

※ 障害者ご本人以外の方が申請される場合は、運転免許証等をご持参ください。

<申請先・問合せ> 庄内総合支庁地域保健福祉課 電話 6 6 - 5 4 6 2